

建設委員会会議録

平成18年7月4日(火)

(開会) 10:04

(閉会) 12:47

○ 委員長

ただいまから建設委員会を開会いたします。「議案第61号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題とします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

おはようございます。議案第61号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計予算について補足説明をいたします。平成18年度飯塚市一般会計特別予算書の381ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,960万7,000円と定めるものであります。その内容について事項別明細書により、主なものについて説明をいたします。386ページをお願いいたします。まず、歳入につきましては、1款1項1目の駐車場使用料として飯塚立体、本町、東町の3駐車場の使用料及び土地使用料を5,733万5,000円で計上をいたしております。また、2款1項1目の一般会計繰入金として4,199万5,000円を計上しております。次に、387ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項2目の駐車場管理費では、飯塚立体、本町、東町の3駐車場の市営駐車場指定管理委託料2,451万1,000円等を計上しております。次に、388ページをお願いいたします。2款1項の公債費ですが、市債償還元金4,705万9,000円、また市債利子1,618万円を計上いたしております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 安永委員

おはようございます。1つ質問があるんですけど、今度、新市になって合併に伴って、これ駐車料金の値上げというのはなかったのでしょうか、お伺いします。

○ 土木管理課長

値上げはいたしておりません。

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第65号 平成18年度飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第65号 平成18年度飯塚市水道事業会計予算について補足説明いたします。別冊になっております予算書の1ページをお願いいたします。予算第2条の業務予定量でございますが、主な業務の予定量を計上したものでございます。予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的業務の収入として21億6,628万4,000円を、また2ページで支出といたしまして24億1,871万8,000円を計上しております。次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的業務の収入として5億4,213万5,000円を、また3ページに支出として11億8,922万5,000円を計上いたしております。次に、主な内容について予算明細書により御説明いたします。22ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収

入では、1項1目給水収益で水道料金20億624万4,000円を計上しておりますが、旧1市4町の平成17年度当初予算との比較では、約2億円の減収となっております。これは1市4町合併と同時に、飯塚市の料金に統一したためであります。続きまして、28ページをお願いいたします。収益的支出の配水及び給水費の工事請負費でございますが、老朽管等の布設替工事として4件の工事費を計上いたしております。35ページをお願いいたします。予算第4条の資本的収入では、支出の鉛製給水管更新事業の財源として、1項1目企業債を1億円計上いたしております。また、簡易水道事業費の財源として1項1目企業債を1億6,000万円、2項1目出資金を3,000万円、3項1目国庫補助金を9,999万円計上いたしております。次に、36ページをお願いいたします。資本的支出の1項改良事業費でございますが、1目配水施設改良費及び、次の2ページの2目諸施設改良費の中で延べ8件の工事費を計上いたしております。38ページをお願いいたします。2項の新設事業費でございますが、1目配水施設新設費及び2目諸施設新設費の中で、延べ4件の工事費を計上いたしております。なお、お手元に予算資料といたしまして、業務予定表、予算収支総括表及び工事計画概要書などを配付しておりますのでよろしくをお願いいたします。それから、工事計画概要書に添付しております工事箇所図が、わかりづらいものとなっておりますことをおわびいたします。以上、簡単ですが、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

35ページの企業債の関係ですけど、鉛製の給水管の更新事業債1億、これの鉛管の大体更新しなければならぬメーターでも構わないんですが、現状はどうなっておるのか、まずその点をお願いします。

○ 上下水道部管理課長

お答えいたします。給水管の鉛管……。〔「済みません、起立をお願いします。』との委員長の声あり〕失礼しました。鉛製の給水管につきましては、管理しております戸数が2万7,683戸ございます。平成17年度までに1万9,530戸の改良が終わっております。既に、現在、8,153戸残っておりますが、毎年2,000戸を改良いたしまして、平成21年までに完了する予定でございます。以上でございます。

○ 人見委員

この鉛管に限らずと言った方がいいのかもしれませんが、鉛管の腐食で、漏水がいつから始まっていたのかわからない、そんなケースがある場合に、通常の水道料金からけた違いの水道料金がはじき出されて、それが発覚をしたケースがあるわけです。そうした場合の水道料金の賦課のあり方、これについては何らかその基準というか、賦課の基準というのがあるのかどうか。明確にあるのかどうか、その点いかがですか。

○ 上下水道部業務課長

減免措置はございます。

○ 人見委員

当然、因果関係がはっきりすれば、そうした減免措置はあるんだろうと思うんですが、その減免措置の基準というか、どれくらいの以前から漏水が始まり、それに対する通常を超えた料金が幾らと見越され、そしてそれがすべて減免されるのか。どうも聞けばそうじゃなくて、やっぱり支払うべき料金が、通常よりは結果的には高くなったというような話が、私のもとにも二、三来ているわけです。だから、そうした場合の減免措置の減免するに当たっての基準なり何なりがあるのかと。

○ 上下水道部総務課長

漏れた水量がなかなかわかりづらいでございますので、前年同期の水量をもとに計算いたしま

して漏れた数量を推測いたしまして、その2分の1を、漏れた分の2分の1を減免、差し引いております。

○ 上下水道部長

具体的に数量で申しますと、通常前年が50トン使われて、今回が100トンというような形で申しますと、漏れたと思われる水量が50トンでございます。50トンの半額を減免することで、25トンを減免するというので、今回が50トン、前年同期の50トンプラスの25トンということで、75トン分を賦課するような形になります。

○ 人見委員

それは理屈で合っているんですか、そういうふうなものは。要するに、漏水した原因が、鉛管の腐食でもって漏水しておりながら、前年同期の水量を超えた分の何で2分の1を、受益者が負担をしなければならないのかというのが、根本的にやっぱり求められれば何でそうなのと、ある意味じゃ言わざるを得ない。何で2分の1負担しなきゃいけないのと。これに対するちょっと見解をお示してください。

○ 上下水道事業管理者

今、まさに具体的な突っ込んだお話をしているんですが、もともと今、この鉛管の布設替というのは、主に道路内の本管から家庭内に引き込んだメーターの1次側といいますか、1次側の鉛管の布設替が主な工事でございます。今、質問者が言われましたように、家庭内の漏水、これすなわちその家庭の個人の財産でございますので、そこで家の老朽でも同じですが、老朽しているために漏水と。この中での減免の措置の中で、ひとつもうちょっと詳しく申し上げますと、地下に埋設しておる管の中での対処と、1つは露出しておる管、そこからもぐっておる対処は、これは別問題でございます。やはり水道管といえども個人の財産でございますので、個人で管理していただくのが原則でございます。今、まさに言われましたように受益者負担でございますので、私どもも水を製品として給水しておるような状況でございますので、そこらあたりは痛み分けという形の中で漏水した、先ほども部長が申されましたように、半分はお互いに負担し合おうというような形で決めているような状況でございます。ここ15年間その体制をとっておるわけでございます。今日決めたような状況ではございませんので、何とぞ御理解をお願いしたいと思っております。

○ 人見委員

そうした理屈は、理屈でわかるような気がするんですが、ただ受益者側から言わせてもらおうと、確かに布設のとき幹線から家庭内に引き込むとき、そういう意味では自前でやってくださいというような話がありますが。だけど、感覚としてはどうしてこれが、いつ漏水してやって漏れていたのかとか、そういう意味では全くある意味では不可抗力のようなどころがあるわけですか。そうしたときに、もう既に自分で引いたという感覚はないんです。水道料金については、特に。だから、要はそうしたことからすれば、何らか15年前からそういうふうな手段をとっている。その以前はどうだったかまでは問おうとは思いませんけど、何らかそうした認識をきちんと持っていただくような、例えば措置がとれないのか。もう少し何かこう何らかこう文書というか、何かそういうふうなこう、ものがきちんと明確にないのかと。要するに、個人の財産であるという認識すらも、ややもすると薄いわけです。まして、そこに持ってきて漏水して、わあ、ありゃこんなに高くなってどういっちゃん。だから、漏水しちよつと。じゃ、おたくのせいですよと、受益者、あなたのせいですよと言われても、その感覚がないから認識がないから、半分減免されて納得するような話では、結果的にはなくなるわけです。であるなら、何らか水道管を家庭に引くときとか許可を与えるときだとか、何かそういうふうなときだとか、それとか領収書なら領収書の中に、何かその文言が入れられないか。通常は点検なんかしません。水道メーター料金が請求を受けて、そのとき初めて、ありゃおかしいちゅう話にしかならんとですたい。何か手立てはとれますか。そういう誤解というか、認識の改善に向かつては。

○ 上下水道事業管理者

貴重な御意見を拝聴いたしましたので、今後、局に持ち帰り、十分検討をしていきたいと思っております。ただ、これも漏水した人も、これは原水から上水というように生産しておるような状況でございます。これは水道料金に一つ一つコストもかかっておるわけでございますので、そこあたりも質問者も御理解をお願いしたいと思っておるわけでございますが、ひとつ今、言われましたような形は、先ほど申しましたように、持ち帰って十分検討していきたいと思っております。できるだけ早く解決していきたいと思っておりますので。

○ 人見委員

その鉛管の幹線から家庭の中に、受益者が、みずからが負担で持って個人の財産と言われましたよね。幹線から家庭内への配管で鉛管を使用している戸数が、まだ八千幾らあるという話なのか。いや、そうじゃなくて、幹線そのものにあくまでも鉛管の分が、それにかかわる戸数が八千余あるというような話なのか。そこはどうですか。

○ 上下水道部管理課長

お答えいたします。幹線の中に8,153戸ございます。

○ 人見委員

既に、幹線で戸数を計算すれば、八千余りのまだ戸数が残っていると。幹線から家庭内に引っ張っている鉛管というのはどうなんですか。そのあたりの把握というのは。

○ 上下水道部管理課長

申しわけございません。説明が不足しておったと思います。幹線から家庭内に引き込んだ戸数が8,153戸でございます。

○ 人見委員

その鉛管は、要するに危険というか、そういう意味では取りかえが必要だということで、今、進めておられると思うんですが、それは、要するに受益者負担は全くないわけですよね。

○ 上下水道部管理課長

これは水道の費用で行っております。

○ 人見委員

例えば、そうした水道料金の通常では考えられないような請求が来た場合に、それがたまさか鉛管だったと、ですね。鉛管のこの、布設替、更新というのは、もう既に長いこと言われ続けてきていると思うんです。たまさか漏水した家屋が鉛管だったと。早く取りかえてくれていたら、こんなことにはならなかったがという思いも、また一面ではしてきます。納得していただけますか、それで。

○ 上下水道部管理課長

お答えいたします。本管からメーターまでの工事を、今、やっております。本管からメーターまでは水道局の管理となっておりますので、ここで漏水しましてもこの分は水道局持ちになりますので、住民の皆様には御負担はかけておりません。よろしくお願いたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森委員

済みません、45番、森ですが、ちょっと会計上のことで1点お尋ねをいたします。よく資本的取引のところにおいて、収入に対して支出がオーバーした場合において、よく補てんされます勘定が過年度分の損益留保資金勘定です。これにつきまして平成17年度末の総額を、まずわかりましたらお知らせをください。

○ 上下水道部総務課長

お答えいたします。過年度分損益勘定留保資金が18億8,334万2,000円でございます。

○ **森委員**

これが最後の質問にしますが、そうしますと、これが平成18年の今年の3月26日に合併して合算したわけですね。当然4日間のそこにタイムラグがありますけれども、1市4町のこの18億8,000万の明細がわかれば、ついでに御説明いただけませんか。（発言する者あり）

○ **委員長**

時間かかる。（発言する者あり）それじゃ、後ほど答弁をしていただくことにします。ほかに質疑はありませんか。

○ **安永委員**

有収率向上のためにお伺いいたします。去る4月の予算の審議の際、日本共産党の楡井議員の質問で、せっかくお金をかけてつくって水が2億6,000万円分も失われている、漏水していることが明らかになりました。このむだをなくすために、どのように対策がとられているのか、どういう立場から、質問をいたしますので答弁をお願いいたします。上水道管の総延長距離数、さらに布設経年とその距離数です。古い順に10年単位でお願いします。さらに、そのアスベスト管、鉛管は含まれていなかったか。あれば、それぞれの距離数、布設替のための単価は幾らになりますか。

○ **上下水道部管理課長**

お答えいたします。飯塚市の上水道の総延長でございますが、76万1,860メートルでございます。ちなみに、旧飯塚市が40万9,580メートル、旧穂波町が11万730メートル、旧筑穂町が6万1,000メートル、旧庄内町が12万9,870メートル、旧颯田町が5万680メートルでございます。次に、管の経年管及び距離でございますが、現在のところ旧飯塚市と旧穂波町の合計は出ておりますが、残りの旧3町につきましては合併の関係あるいは機械の関係で、今、調査中でございます。つきまして、旧飯塚、旧穂波町の合計で説明をさせていただきます。40年以上が2万8,395メートル、30から40年が17万6,209メートル、20年から30年が12万5,590メートル、10年から20年が16万4,476メートル、10年未満が16万8,336メートルでございます。次に、アスベスト管でございますが、アスベスト管につきましては、旧颯田町に2,896メートル、旧穂波町に38.6メートル、計の2,934.6メートルでございます。これにつきましては平成18年度に颯田町の方としまして、270.3メートルを布設替いたします。残りの方につきましては、計画的に布設替をする予定でございます。以上でございます。

○ **安永委員**

布設替の単価を聞いて、お答え、お願いします。

○ **上下水道部管理課長**

失礼いたしました。これの布設替の金額でございますが、明確にいたしますと、今後、水道局の設計の関係でいろいろ差し支えがございますので、非常に答えが出しにくいということと、水道管の本管の大きさあるいは給水管をどのような布設をするか、材料を何にするかによりまして、非常に特定ができかねるところがございますので、そういう形で御理解をいただきたいというふうをお願いいたします。

○ **安永委員**

次に、有収率を1%延長したら、その量は何立方メートルになるか。また、その金額は幾らになるかをお答えください。次に、漏水防止のための有収率向上のための具体策をどのように考えておられますか。早急にしなければいけないという、短期的にはどれくらい、今年度はどれくらいされる予定なのかをお願いします。

○ **上下水道部管理課長**

お答えいたします。有収率を1%上げるとどのようになるかということでございますが、平

成18年度の年間給水量を1,500万トンといたしますと、有収率を1%上げましたら15万トンの増量となります。これを料金にいたしますと、約2,000万円程度増額というふうになります。漏水調査の関係でございますが、中期・長期に関しましては、飯塚市をブロックごとに選定をいたしまして、統廃合を含めました年間計画を立てまして、家庭のメーターを中心に漏水音を確認し、配水管の耐水検査を、漏水探査をしていくという計画を立てております。ちなみに、今年は全市の家庭のメーターの漏水音を確認いたしまして、旧庄内町、旧穎田町の本管上の漏水調査をいたすつもりでございます。以上でございます。

○ **安永委員**

次に、福祉料金についてですが、旧市町村では福祉料金として水道料が徴収されておりました。新市において、福祉料金というのがありますかどうか、お伺いします。

○ **上下水道部総務課長**

お答えいたします。福祉料金につきましては合併協議の中で、飯塚市の料金体系に統一されてきて、旧町での制度は廃止されております。

○ **安永委員**

最後に、飲料水の安全の問題については、我が党の林議員が、こないだ議案質疑を行いました。が、災害の際、市民への安全な飲料水、生活用水の確保、供給の体制はありますか。

○ **上下水道部総務課長**

お答えいたします。当然、災害に際しましては、生活用水の確保のため、給水車等を配置いたしまして飲料水の確保に努めてまいるのでございます。

○ **委員長**

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○ **葛西委員**

安永委員の質問にちょっと重複するかと思いますが、石綿管だけのメーター数、あとのくらい残っているか、ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○ **上下水道部管理課長**

石綿管は、旧穎田町に2,896.3メーター、旧穂波町に38.6メーター、計の2,934.6メーターでございます。以上です。

○ **葛西委員**

これは一応竣工の計画というのは立ててあるんですか。

○ **上下水道事業管理者**

今、布設替の計画があるかというお尋ねと、そういうふうに理解していいでしょうか。

○ **葛西委員**

最終的な工期です、大体何年ごろに終了するかということです。

○ **上下水道事業管理者**

今、水道施設の統廃合の計画を、今、立案中でございます。これが策定をいたしまして厚生省に、これは、私どもは厚生大臣の認可をいただきますので、変更認可という形の中で申請しなきゃいけませんので、その申請をやるのが大体来年ぐらいになると思っております。それで、2年後に実施計画を進めていくわけでございますが、そのとき一緒に、今、旧穎田町さんの石綿管というのを、主に配水池周りの管の石綿管、いわゆるそのパイプを使ってありますので、そこらあたりの配水池を含めた計画変更を考えたいと思っておりますので、その結果が出ましてから実施計画に踏み切りますので、その時点で御理解をお願いしたいと。それで、もう一つは、穂波町の30何メーターという管につきましては、早急に来年度でも予算措置をしてかかっていきたいと、このように思っておりますが、はい。

○ **葛西委員**

ということは、今年度も予算には入っておるわけですね。

○ 上下水道部総務課長

18年度につきましては、旧穎田町の分のうちの270.3メーターを布設替いたします。予算を計上しております。

○ 委員長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。（発言する者あり）いいですか。答弁できますか。先ほどの。

○ 上下水道部総務課長

先ほどの森委員さんの御質問ですが、書類をちょっと持ってきていませんので、後ほどお伝えしたいと思います。済みません。（発言する者あり）

○ 委員長

後ほどやったら、これは採決できんばい。暫時休憩します。

休 憩 10:42

再 開 10:42

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はございませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 平成18年度飯塚市水道事業会計予算」は、原案どおり可決することに御異議はございませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第66号 平成18年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第66号 平成18年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算について補足説明いたします。先ほどと同じ予算書の41ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的業務の収入として2,284万3,000円を、また42ページで支出といたしまして4,214万7,000円を計上いたしております。次に、予算第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的支出としまして318万8,000円を計上いたしております。次に、主な内容について予算説明書により御説明いたします。55ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収入ですが、1項1目給水収益の588万6,000円は、現在、給水契約を結んでおります日本タングステン株式会社ほか5事業所の契約水量に基づく水道料金を計上したものでございます。続きまして、59ページをお願いいたします。予算第4条の資本的支出ですが、1項1目企業債償還金318万8,000円を計上したものでございます。お手元に予算資料といたしまして業務予定表、予算収支総括表及び工事計画概要書などを配付しておりますのでよろしくをお願いいたします。以上、簡単ですが、産炭地域小水系用水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第66号 平成18年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第67号 平成18年度飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第67号 平成18年度飯塚市下水道事業会計予算について補足説明をいたします。

予算書の60ページをお願いいたします。予算第2条の業務予定量でございますが、主な業務の予定量を計上したものでございます。予算第3条の収益的収入及び支出ですが、収益的業務の収入として13億4,378万8,000円を、また61ページで支出といたしまして12億9,412万3,000円を計上いたしております。次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的業務の収入といたしまして20億906万2,000円を、また62ページに支出といたしまして25億1,433万4,000円を計上いたしております。主な内容について予算説明書により御説明いたします。79ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収入1項1目下水道使用料で8億6,310万6,000円を計上いたしております。続きまして、89ページをお願いいたします。予算第4条の資本的収入1項1目企業債の11億1,290万円、2項1目国庫補助金の7億7,250万円は、下水道事業15億2,600万円の補助事業費に対する国の補助金等を計上したものでございます。次に、90ページをお願いいたします。資本的支出1項1目施設整備費で10件の委託料と12件の工事費を、1項2目施設改良費で1件の委託料と7件の工事費を計上いたしております。お手元に予算資料といたしまして、業務予定表、予算収支総括表及び工事計画概要書などを配付しておりますのでよろしくをお願いいたします。以上、簡単ですが、下水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 平成18年度飯塚市下水道事業会計予算」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第77号 工事請負契約の締結について（弁分公営住宅建設工事（第3期））」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 契約課長

議案第77号 工事請負契約の締結について（弁分公営住宅建設工事（第3期））の補足説明をいたします。議案書の23ページをお願いいたします。本件工事請負契約の締結につきましては地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、本案を提出するものであります。この契約の内容につきましては、工期は本契約として認められた日から平成19年5月31日までとし、契約金額は4億9,129万5,000円で、九特・徳永特定建設工事共同企業体、代表者九特興業株式会社代表取締役、新川猛文と契約を締結するものであります。お手元の工事請負契約議案資料の1ページをお願いします。本工事の入札執行状況につきましては指名基準により、特定建設工事共同企業体への発注となりますので業者選考委員会において、手持ち工事のない建築工事Aランク業者全11社とBランク業者11社を選考の上、Aランク業者を代表者とし、Bランク業者との間に特定建設工事共同企業体を結成させ、5月30日に入札を行いました。その結果、予定価格4億9,413万4,200円に対し、落札額4億9,129万5,000円、落札率99.42%で九特・徳永特定建設工事共同企業体が落札しております。なお、この入札は予定価格及び最低制限価格を事

前に公表し、執行しております。以上、簡単でございますが、議案第77号の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 工事請負契約の締結について(弁分公営住宅建設工事(第3期))」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第78号 工事請負契約の締結について(大坪団地建設工事(1工区))」及び「議案第79号 工事請負契約の締結について(大坪団地建設工事(2工区))」は関連がありますので一括議題とします。執行部に補足説明を求めます。

○ 契約課長

関連がございますので、議案第78号 工事請負契約の締結について(大坪団地建設工事(1工区))と議案第79号 工事請負契約の締結について(大坪団地建設工事(2工区))の2件を一括して補足説明をいたします。議案書の30ページをお願いいたします。本件工事請負契約の締結につきましても同様に、地方自治法96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、本案を提出するものであります。この契約の内容につきましては、工期は本契約として認められた日から平成19年7月31日までとし、契約金額は2億4,738万円で、三協技建株式会社代表取締役、木村尚典と契約を締結するものであります。お手元の工事請負契約議案資料の2ページをお願いします。本工事の入札執行状況につきましては指名基準により、業者選考委員会において、手持ち工事のない建築工事Aランク業者全社を選考の上、指名し、5月30日に入札を行いました。その結果、予定価格2億4,867万1,500円に対し、落札額2億4,738万円で、落札率99.48%で三協技建株式会社が落札しております。次に、議案書の37ページをお願いいたします。この契約の内容につきましては、工期は本契約として認められた日から平成19年7月31日までとし、契約金額は2億1,406万3,500円で、株式会社中村建設代表取締役、中村 巧と契約を締結するものであります。お手元の工事請負契約議案資料の3ページをお願いします。本工事の入札執行状況につきましても指名基準により、業者選考委員会において、手持ち工事のない建築工事Aランク業者全社を選考の上、指名し、5月30日に入札を行いました。その結果、予定価格2億1,486万450円に対し、落札額2億1,406万3,500万円、落札率99.62%で株式会社中村建設が落札しております。なお、この2件の入札につきましても予定価格及び最低制限価格を事前に公表し、執行しております。以上、簡単でございますが、議案第78号及び議案第79号の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 安永委員

両方とも屋根がアルミ亜鉛メッキ銅版となっておりますが、これはソーラーシステムか何かをつけているということでしょうか、お伺いします。

○ 建築課長

これは一般の屋根材ということでございます。

○ 委員長

わかりました。もう一度、聞こえなかったそうです。

○ **建築課長**

一般の屋根構造でアルミ材を使っております。

○ **安永委員**

前に、これ庄内の大坪団地、ソーラーシステムがついているちゅうことをちょっとお伺いしたんですが、今回のとはついていないんですかね。

○ **建築課長**

ソーラーシステムはついております。（「あ、おります。」との委員長の声あり）ついております。

○ **安永委員**

このソーラーシステムを取り入れることによって、電気料金の差額なんかがわかれば教えていただきたいんですが。

○ **建築課長**

電気料金の差額というのはなかなか難しいもので、まずソーラーシステムで発電いたしまして、そして売電をします。ですから、売電料金は出ますけれども、ソーラーシステム、電気代がどのぐらいかかっているのかというのはちょっと難しいところでございます。

○ **安永委員**

ごめん、ちょっとこの目的がよくわからないんですが、この何でソーラーシステムをつけているのかという目的を、済みません。

○ **住宅課長**

これは旧庄内町で、前、若草団地、これにもソーラーシステムがついております。それから、今回の大坪団地も旧町時代に太陽光発電システムを導入するという方向にきております。さらに、若草団地から大坪団地に計画する間に、赤坂幼稚園だったと思えますけれども、そちらの方にも公共施設におきましては、太陽光発電を導入されておられる経過があります。それは、一つの環境面を配慮して町の考え方として、公共施設にはそういうふうな太陽光発電を導入されておるといふふうなことでございます。

○ **安永委員**

将来にわたっていろいろ建てかえがあるんですが、今後、住宅建てかえのときに、このソーラーシステムをつけることを計画されているかどうか、最後にお伺いします。

○ **住宅課長**

合併しまして、今後、新たな建てかえ計画も進めていかなければいけませんけれども、基本的には内容を見てもみますと、非常に投資額が高いということで、それに伴う発電、売電効果というのは非常に低いということもありますので、今後は全庁的にどういうふう導入していくかというふうなことは検討したいと。ただ、旧飯塚市の時代でも環境共生住宅を推進してきることから見ますと、こういった自然エネルギーの導入も、ひとつ考えていかなければいけないというふうなこともなりますけれども、一方建設工事費がかなりかさむということから、十分検討をしていきたいというふうな考えております。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **中須委員**

今、議案77から79の中でちょっとお尋ねしたいんですが、指名業者はそれぞれここ11とかそのぐらいあるんです。大体、今後、こういう事業、それからこれからかわってくる土木事業において、指名業者を1つの事業に対してどのくらい入れていかれる考えがあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ **契約課長**

今、お尋ねの指名業者の数でございますが、指名基準というのを作成しております。その中

で建築におきましては、AランクからFランクまでの6ランクを規定しております。建築工事の金額にもよりますが、一応7,000万円以上というのがAランク工事で該当しますので、7,000万円以上についてはAランク業者を全社、その中で手持ち工事のある業者などは除きまして、Aランクに格づけされておる業者は全社指名ということでございます。

○ 中須委員

この落札率ちゅうのが常に問題になるわけです。だから、激しい競争があればこの落札率が下がってくる。そこにおいて下がればいいというもんじゃないんです。その工事の内容というものが、これはもうでき上がりです、完工された仕事の中身が大切なことですが、やはり今、一般的に競争率、落札率が余りにも100%に近くあれば、何かあるのではないかというのが通常の考えですから、今、言われたことはよくわかりますけども、今後においてしっかりした競争が行われるように取り計っていただきたいと思っております。以上、終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森委員

45番、森ですが、7番の安永さんの議員の質問に関連するんですけど、ソーラーシステムの工事費と、それとそれによる売電の年間の売買の推計額、これは当然出ていると思うんです。そこをまずお聞かせ願えませんか。

○ 住宅課長

太陽光発電の建設工事費としまして1期工事、2期工事合わせましてですけれども、約2,300万弱の建設工事にかかっております。それにあわせて売電ですけれども、これは若草団地、既に若草団地に導入してございまして、そのデータを見てみますと、年間に約17万から18万ぐらいの売電量が出ております。あわせて、そのほかにエレベーターとか浄化槽に伴う電力を使用しておりますので、それと合わせますと、年間に約30万弱の発電量が出ておるといふふうに理解されるのではないかと感じております。それから見たときに、2,300万近くの設定投資をしておる中では到底、今後、どうするかというふうなものも考えますと、非常に財政的な面から見ても、果たしてどうかというふうなところの疑問はあるところでございます。

○ 森委員

45番、森ですが、私は、若草はそのとき関係しておりませんでしたけれども、赤坂の保育所のときにちょっと関係してございまして、委員会でもその説明がなくて、こちらの方からお尋ねしましたときに、やはり約70年の、単純計算しましたら出たんです。今と全く同じような売電をやった年間の販売額と設備投資を。当然これに対しましていろんなメンテですとか云々かかれば、80年かかるじゃないかと。公的な機関においてこういったものの耐用年数は、大体30年が目いっぱいじゃないですか、ということをお願いしたことがあるんです。ですから、幾ら環境に云々言っても、やはりある程度の投資に対する効果の比のバランスについては、幾ら公共事業と言えども、精神的なことを、歴大事業をやらなくてはいかんといっても、一定のやはりそこには則があるんじゃないかと言った、私、記憶があるんです。そういったことで、70年も直接的な回収コストがかかるようなものは果たしてどうかなというのを、ちょっと苦言になりますけれども、意見を出させていただきまして終わります、質問は。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

○ 松尾委員

69番、松尾でございます。私は、地場産業育成ということにつきまして、執行部の皆様をお願いをしておきたいということがあるわけですが、飯塚市のこの入札につきましては総投げの入札をやるのか、部分発注でやっているのか、これは今、見ていると全く部分発注じゃない

ような気もするし、特殊な事業については部分発注をやっているのかしれませんが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 建築課長

弁分団地は分割発注で行っております。これはなぜかといいますと、合併当時に補助申請並びに交付税あたりの許可が出ておりませんでしたので、分割発注をいたしております。それと、大坪団地の方ですが、このときはやはりもう交付申請許可が出ておりましたので、旧庄内町のやり方でしております。一括発注ということになっております。

○ 松尾委員

よくわかりました。私は、一貫して地場産業育成というようなことで、今までずっと質問をしてきた1人でございます。これを一括発注しますと、その下請け、これにみんな安い参加でみんなやるわけです、大元が。これは地場産業育成になっていないんです。飯塚市の場合は、部分発注をやっているというふうなことをちょっと耳にしておりましたけど、この感覚を見ますと、どうもそういうような形でないなと思ひまして、ちょっと御意見をしたわけでございます。今後とも地場産業育成というものを頭の中から忘れないように、地元の中小企業対策にもしっかり力を入れてもらいたいと、このように思っております。終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 工事請負契約の締結について(大坪団地建設工事(1工区))」及び「議案第79号 工事請負契約の締結について(大坪団地建設工事(2工区))」以上2件は、いずれも原案どおり可決することに御異議はありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

休 憩 11:10

再 開 11:20

委員会を再開いたします。次に、「議案第80号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第80号 損害賠償の額を定めることについて御説明をいたします。43ページをお願いいたします。平成18年3月の5日午前0時30分ごろ、市内川津の市道向柳1号線においてでございます。水路転落防止用ガードレールの破損部分の隙間から水路に転落し、負傷したものでございます。事故によります過失は飯塚市が50%、相手側が50%ということで仮示談が済み、解決しております。損害賠償の内訳でございますが、治療費や慰謝料等13万6,894円のうち、先ほど御説明いたしました市の過失割合50%ということで、6万8,447円の損害賠償額ということでございます。なお、賠償金6万8,447円につきましては、全額が社団法人全国市有物件災害共済会から市に支払われます。なお、ガードレールを含め、市道につきましては日ごろより目視点検等を行い、事故が起きないように十分気をつけてまいります。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

ここは、ガードレールがなかった部分から転落ということですが、破損部分の隙間からということですが、これは事故後、改善はひとつはされておるのかどうかです。

○ 土木管理課長

即、改善しております。

○ 人見委員

これこの地図ですけど、事故の現場の状況はわかるんですが、大体こう横田の地域は大体頭に入っておるつもりなんです、まさにどこのどの交差点なのか、どの部分、どのあたりの道路なのか、この地図だけでは全然、住所は確かに書いてあります、横田の何番地と。ええ、だけど、全然わからんとですたい。だから、もう少し工夫できんですか、これは。こうしたあってはならんことやけども、せっかくこうやって示してくれるとやったら。

○ 土木管理課長

今、御指摘のとおりでございます。次回からはもう少し詳細に記載したいと考えております。よろしくお願いたします。

○ 委員長

よろしいですね。ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第81号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第81号 損害賠償の額を定めることについて御説明をいたします。46ページをお願いいたします。平成18年4月の5日午後5時ごろ、市内川津の市道目尾横田線においてでございますが、当事者が、東川津交差点を相田方面から小竹方面に右折をしたところ、「左折」と呼ぶ者あり)あ、左折したところ、交差点出口付近にできた陥没部分に左車輪を落とし、タイヤ、ホイールを損傷したものでございます。事故によります過失は、飯塚市側が100%ということで仮示談が済み、解決しております。損害賠償の内訳でございますが、修理費用が、25万2,000円が損害賠償額ということでございます。なお、賠償金25万2,000円につきましては、全額が社団法人全国市有物件災害共済会から市に対し支払われます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第82号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第82号 損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。49ページをお願いいたします。平成18年4月の14日午後11時20分ごろ、市内庄司の市道相田庄司線においてでございます。当事者が、庄司方面から相田方面に走行中、道路にできました陥没箇所にて左前輪を落とし、タイヤ、ホイール等を損傷したものでございます。事故によります過失は、飯塚市側が60%、相手側が40%ということで仮示談が済み、解決しております。損害賠償額の内訳でございますが、修理費用は2万9,000円のうち、先ほど御説明いたしました市の過失割合が60%ということで、1万7,400円の損害賠償額ということでございます。なお、賠償金1万7,400円につきましては、全額が社団法人全国市有物件災害共済会から市に対し支払われます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第82号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第83号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第83号 損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。52ページをお願いいたします。平成18年4月15日午後7時55分ごろ、市内潤野の市道伊岐須小正線においてでございます。当事者が、小正方面から花瀬方面に走行中、道路にできました陥没箇所にて左前輪を落とし、ホイールを損傷したものでございます。事故によります過失は、飯塚市側が100%ということで仮示談が済み、解決しております。損害賠償額でございますが、修理費用は1万7100円のうち、先ほど御説明いたしました市の過失割合が100%ということで、1万7100円の損害賠償額ということでございます。なお、賠償金1万7100円につきましては、全額が社団法人全国市有物件災害共済会から市に対し、支払われます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第84号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第84号 損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。55ページをお願いいたします。平成18年4月の15日午後9時30分ごろ、市内潤野の市道伊岐須小正線にお

いてでございます。当事者が、小正方面から花瀬方面に走行中、道路にできました陥没箇所
に左前輪を落とし、タイヤ、ホイールを損傷したものでございます。事故によります過失は、飯塚市側が100%ということで仮示談が済み、円満に解決しております。損害賠償額でございますが、修理費用は3万7,758円のうち、先ほど説明いたしました市の過失割合が100%ということで、3万7,758円の損害賠償額ということでございます。なお、賠償金3万7,758円につきましては、全額が社団法人全国市有物件災害共済会から市に支払われます。簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 木和田委員

62番、木和田です。これは先ほどと同じ事故の状況ですが、この約1時間半前の事故で、次が1時間半後の事故で、これは何かの対策はできなかったものか。

○ 土木管理課長

時間差がないところに事故が起きたわけでございますけども、この場所につきましては降雨によりまして補修後に、また再度穴がほげたということで事故に遭っております。

○ 木和田委員

その結果を言うているわけじゃないです。この日の事故のことで言うているわけです。1時間半の余裕があった事故です。それをそのときにガードレールいうか、コーンでも置くなり何かの対策ができなかったものか、それを聞いているわけです。

○ 土木管理課長

わかりました。事故が土曜日ということで、通報がわかりまして、その後に補修したという形でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第85号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第85号 損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。58ページをお願いいたします。平成18年5月10日午後8時ごろ、市内綱分の市道工場団地線においてでございます。当事者が、上三緒方面から綱分方面に走行中、道路にできました陥没部分に左前輪を落とし、タイヤを損傷したものでございます。事故によります過失は、飯塚市側が80%、相手側が20%ということで仮示談が済み、解決しております。損害賠償の額でございますが、修理費用は1万2,810円のうち、先ほど御説明いたしました市の過失割合80%ということで、1万248円の損害賠償額ということでございます。なお、賠償金1万248円につきましては、全額が社団法人全国市有物件災害共済会から市に対し支払われます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 人見委員

これ全体……。 (「まだ、あと2つ続きますよ。」との委員長の声あり) え、え、あとが続くんかね。 (「今、言います。あと2つ続きます。」との委員長の声あり) え、あとが続くんかね。あ、もう一つあるんかね、じゃやめた。

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第85号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第86号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第86号 損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。61ページをお願いいたします。平成18年5月の10日午後11時ごろ、市内相田の市道相田庄司線においてでございます。当事者が、庄司方面から伊岐須方面に走行中、道路にできました陥没箇所にて左前輪を落とし、タイヤを損傷したものでございます。事故によります過失は、飯塚市側が70%、相手側が30%ということで仮示談が済み、解決しております。損害賠償の内訳でございますが、修理費用9,200円のうち、先ほど説明いたしました市の過失割合が70%ということで、6,440円の損害賠償額ということでございます。なお、損害金6,440円につきましては、賠償額が1万円未満で、社団法人全国市有物件災害共済会保険の規定により、保険の支払いの対象外となりますので、全額、飯塚市の単費として支払います。なお、市道につきましては日ごろより目視点検を行うなど、事故が起きないように十分気をつけてまいります。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

これは本会議でもありましたけど、例年にない数なんです。日ごろ、特に最近、ここ数年ですけども、雨の強く降った後を走っていて非常に目立つわけです。今回、このようにやっぱり現実に起きてきた。もうたかだか本当に市の賠償金額がこの案件なんか6,440円、1万円未満で済んでいるとはいえ、一つ間違えば人身に至るような大きな事故にもなりかねない。要するに、穴ぼこを瞬間的に避けようと思ったとか、こんな事故が、今回はなかったからまだ幸いと言えるとも思うんですけども。それで、先ほども課長、言われたように、土日やったから土日やったから、ちゅう話も、これは全体を見ていたら2件から3件、土曜日、日曜日が入っているんです。こうした中で、まず大事なことはそれこそ、市長が、市民との協働、協働という話をしますが、通報しても、要するに市役所は22の5500番です。ですよ。この種の通報について、即、土木管理なり行くような連絡が、通報が行くようなシステムだとか、さらに言うたら土曜日、日曜日、祭日の職員が休みの日の、役所が休みの日のこうした通報のシステムというか、あり方、まずこのあたりはこう何か抜本的にその検討がなされておるのか。その必要はあるのかなのか、どうですか。

○ 土木管理課長

今、委員さんの御指摘のとおりでございます。土曜、日曜日を挟んだ事故が多発しております。その中で、市の職員につきましてもメールで送って、そういう穴ぼこ等は確認できたら通報をお願いしたいと。また、清掃業務業者ですか、そちらの方にも相談しており、また郵便局

に対しましても強く、こういう穴ぼこがあれば連絡を願いたいということで文書等、また会議等の席上でも相談しております。土曜日、日曜日、祭日ということになりますと、現在、そういう手は打っていないわけでございますけども、何らか検討をしなければならないのかなど、そのように考えております。

○ 人見委員

先ほどの木和田委員さんの話も、やっぱり1時間足らずの間に同じ箇所というようなことを考えると、何かできんやったりかちゅうやったり思いますわね。それで、今の答弁を聞いていても、何かやるのかやらないのか、その気がついたところをちょこちょここと扱うのか扱わないのか、何かやっぱりもどかしいような、聞いていて気がいたします。いろんな仕組みがあると思うんです。確かに、郵便局だとかもろもろの話があると思うんですが、要は、もう一つはやっぱり地域というか、それぞれこの時期になったらとか、今は、要するに予報だってほぼ高い確率で当たるわけです。そうしたそのことも考えあわせると、要するに事前にとか、ある意味ではこの時期に至れば、しょっちゅう何らかやったり回覧で回すだとか、何かやっぱり方法があるだろうと思うんです。せめて、とれる手段、方法はやっぱり衆知を集めて、明確に何らか示すべきではないだろうかという気がするんですけど、いかがですか。

○ 土木管理課長

土曜、日曜日にかかわらず、苦情は入ってきておるわけでございます。そういうことで職員も出して、即、穴ぼこの補修等、対応はしておるんですけども、また通常、日ごろ道路パトロールにおいてもそういうような予想といいますか、悪い箇所については重点的に補修はしておるつもりでございますけども、今、言われます土曜、日曜日についての穴ぼこの緊急をと、緊急連絡受け方としてはそういうことで、苦情が入れば対応しておりますけども、そういうことを発見されましたら通報を願うというシステムを、市報等にも記載してみたらどうかと、かように考えております。以上でございます。

○ 人見委員

決して、役所が対応していないとか言っているわけじゃないんです。きょう走っていたらやっぱり一生懸命補修をされてきました。だから、懸命にされていることはわかるし、金がないことも重々わかるんです。本当をいうときちんとし直さないと、同じ箇所が、一雨降るたびに補修しても補修しても切りがない、イタチごっこをやっているわけです。そのこともわかっているんです。だから、事前に何か、事前にというか、気がついたときに何かこう印をつけるとか。我々でもできるのかとか、気がついたらその人が、その場ですぐ後続の車両に何らかのサインを送れるような協力ができるかどうか。そういうふうなこともひっくるめて、しっかりとやっぱり検討をすべきことではないかなと。もう、やっぱり2度、3度じゃないはずで。同じ箇所が。そのたびにやっぱり、今はこれくらいの事故で済んでおるけども、と考えると、もう少しちょっと突っ込んで、システム化ちゅうたらおかしいけども、いろんな通報から対応処置まで、とてもとても限られた職員の方々に、私は対応できるような話じゃないと思うんです。まさに、これこそ市民の協力なりいただいて、気がついていても素通りしてしまうんです。あいた、あそこが危なかったがな、と思いながらも、素通りしてしまうんです。そうやっちゃんらんとするけれども、じゃ具体的にとまって、何らか対応措置が自分でできるかと。気がついた人が。なかなかそれもできない。だから、何かそこにできるようなものだとか、せめて通報システムから始まって考えていただきたいと、強く要望というか、お願いをしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

答弁はいいですね。（「はい。」と呼ぶ声あり）ほかに質疑。

○ 中須委員

今、人見議員からも話がありましたが、この件で最後までいくと賠償問題が8件あるわけで

す。この中で、私もこうふつと見ましたら、飯塚市内7つ、旧飯塚市です。庄内が1つと。こういうこれがあるんですけども、この中で陥落ということで事故が起きているのが6件あるわけです。私ども旧穎田のときは、役場なり何なりにこういうところ、陥落場所があるよと、どこそこがおかしいよと連絡すればそういう依頼があると、担当の者が出てきてそういう陥没場所を早急に手当しよつたと、そういうふうにして、そういう損害賠償の起きるようなことは、私は余り記憶にないんです。それで、この旧飯塚市の中で最近のことですけど、こういうことが多いというのはどういうことかなと。こういうことは全体的にも、今、言われましたけども、この交通事故をなくそうという観点から考えれば、こういう場所があればどこに知らせたらいいのか。できれば、警察と協力して警察に連絡していただく。あるいはこの飯塚市の中、今からありますいろんな支所にこういう御連絡をくださいというようなことを、やはり市が積極的に指導していかんと、そういう御連絡がないままにこういう事故が、また頻繁に起きるんじゃないかと思えます。と同時に、今、この市政の予算を見ても多分、道路を改良しなくちゃならんけども、悲しいかな、予算上のことでせないかんのが1年おくれたり2年おくれたり、そういうことが往々にして今後もあると考えられるわけです。そういうことも含めて、やはり皆さんのそういう、まず一番にどこに連絡をするようにしてということをして市報なり何なりで知らせるようなことは、今後、できますか、簡単に。

○ 土木管理課長

今、先ほど来より貴重な御意見をいただいております。検討して実行に移したいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

○ 安永委員

道路パトロールのことが出たんですけど、これは何台ぐらい回っているというか、用意されているのか。それと、各支所にもどのくらい置いてあるのか、お伺いします。

○ 土木管理課長

飯塚市に、旧飯塚市でございますが、道路パトロール車1台、これは常に2名常時でパトロールしております。それと、穎田、庄内においては、これは旧2町を合わせましてパトロール車1台、これも2名体制でパトロールしております。それから、穂波、筑穂についても同様に1台ありますけども、これについても2名で対応しております。以上です。

○ 安永委員

飯塚市で1台ということなんですけど、この何というんですか、事故の件数が非常に多いので、1台では足りないのではないかなと思うんですけど、予算とかいろいろ関係がありますけど、もう少し何というんですか、台数をふやして細かに回ったらいいかと思えますので。

○ 委員長

要望でいいですか。（「はい。」と呼ぶ声あり）はい、わかりました。ほかに質疑はございませんか。

○ 松尾委員

この8件あるこの損害賠償の中で、私、ちょっと思ったんですが、同じ陥没に落ちて行政と被害者とのバランスです、20とか80とか100とか、こういうふうな割合の解決をされておるようでありますけど、このくぼみの深さがどれぐらいあったのか。これのホイールまでやるような大きなくぼみをつくっておったのか。いろいろなことを、今、私、推測するわけですけど、その点についてちょっと教えていただきたいと思えますが。

○ 土木管理課長

今、くぼみ、深さはどんくらいあったのかということでございます。10センチから15センチございました。（「それは8件とも。」という委員長の声あり）そうです。

○ 松尾委員

69番。10センチ、15センチで深みに入って、どんなスピードで来たのか知りませんが、これによってフレームがいくとかそういうふうな、これはスピードがあつていったとか、こういうふうな事故じゃないかなと思う。私は思うんです。これは運転手のマナーですよ、はっきり言って。マナーがあれば、くぼみを見つければスピードを落とすわけです。それと、こういう事故が続くということは連鎖反応を起こします、はっきり言って。おおら、あそこに、おれのホイールがちょっと悪かったけん、おまえ行ってぼこんとやってこいと。こういうような悪くいえば、こういう連鎖反応も起きてくるということです。そういうのをよく考えながら、徹底的にこのくぼみの道路の調査、これを早急に実行して、早く補修してしまおうということを実行していただきたいと、こう思っております。終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はございますか。

○ 永末委員

66番、永末です。私、この事故という中で、この事故の起きたときにどうしてその通報がされ、どの程度のことか何ちゆうんですか、発覚していったかということと。こういう事故のことで住民と、あ、住民じゃない、市民と連携しながらこういうものは防いでいくと。非常に市民の方からの通報があつたかなかつたかという、ちょっと聞かしてもらいたいんですが、どうですか。

○ 土木管理課長

今、事故が発生した箇所において、通報はあつてないと思っております。その前に気がつきまして、うちの方の維持班の方で補修していったという箇所がございます。通報はなかつたように記憶しております。

○ 永末委員

通報がなかつて、例えばパトロールの中で見つけて補修をしていったということで、補修をしておれば完全補修をしておれば、こういう事故はなかつたと思うんです。そこはまた次の雨とか何とかで、ほげたということであろうかと思うけど、これはやっぱり一番気がつきやすいちゆうのは、住民の方が一番気がつきやすいです。やすいわけです。いつもそのところで通ったり、それから見たりしよるから。それで、私は、先ほどの市長の施政の中でも、やっぱり住民と云々ということがあるから、私は、住民の方にやっぱりより多く呼びかけて、そういうほげがあるとかいうことになれば、即、耳を貸して行動に移るといふことであれば、こういう事故ちゆうのはかなり減ってくるんじゃないかと、こう思うんですね。だから、そここのところを実行してもらいたいと思いますが、そここのところはどんなものですか。さっきから聞きよつたら、検討します、検討します、と言われることに対して、本当に実行されたことは余りないというのが現実です。そここのところを、検討しますということじゃなくて、実行をしますということをやちょっと言ってほしいぐらいの気持ちがありますが、どんなですか。

○ 建設部長

先ほどから損害賠償の件で8件、よその所管も合わせまして8件でございますけれども、これに対しましていわゆる通報システムの確立、まさに土日とか祝日の通報に対していかに対応するかということ、それからまた、市長が施政方針で述べていますように、市民との協力を得ながら体制をとっていくという施政方針もありますので、こういうことについて連絡体制が密に、しかも素早く対応できるシステムを、今後、検討して、市民の事故防止に最大限努めてまいりたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第87号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 都市計画課長

議案第87号 損害賠償の額を定めることについての補足説明をいたします。議案書の64ページをお願いいたします。議案第87号に係ります事項は、平成18年5月5日午後9時ごろ、鯉田の市民公園内の陸上競技場メインスタンド前の駐車広場におきまして、事故当事者が、当駐車広場で休憩しようとして普通乗用車を前進させていたところ、夜間で視界が悪かったこともあり、公園の倒木処理で残っておりました切株に当たり、車のバンパー、アンダーカバー、クロスメンバー、左フレーム等を損傷したものであります。幸いにいたしまして、身体に対する傷害はございませんでした。当事故によります過失相殺は、市が30%、事故当事者が70%ということで、仮示談が円満に成立しているところでございます。損害賠償の内訳でございますが、乗用車の修理費用13万6,395円のうち、先ほど御説明いたしました市の過失割合の30%分、4万919円を支払うということでございます。なお、市の負担分4万919円につきましては、全額が全国市長会市民総合賠償補償保険より飯塚市に支払われます。公園の管理につきましては、日ごろより目視点検を行うなど、事故が起きないように十分気をつけてまいります。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 損害賠償の額を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議はありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第93号 飯塚市土地開発公社定款の変更について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 国県道対策室主幹

議案第93号 飯塚市土地開発公社定款の変更についての補足説明をいたします。議案書の82ページをお願いします。飯塚市土地開発公社定款の一部を変更するものです。飯塚市公告式条例の制定に伴い、飯塚市土地開発公社定款を変更する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。次のページ、83ページをお願いいたします。土地開発公社定款第5条中、「飯塚市公告式条例（昭和38年飯塚市条例第2号）」を「飯塚市公告式条例（平成18年飯塚市条例第3号）」に改めるものでございます。公社の公告の方法につきましては定款の第5条で、公社の公告は、飯塚市公告式条例第2条第2項の規定に準じて行うとされております。具体的には、条例を公布する掲示場の変更でございまして、旧飯塚市の5カ所、飯塚市役所、二瀬出張所、幸袋出張所、鎮西出張所、鯉田出張所の5カ所に、旧4町、今現在、支所になっておりますけれども、その4カ所を加えた9カ所にするものでございます。附則といたしまして、この定款は福岡県知事

の認可のあった日から施行し、平成18年3月26日から適用するものでございます。次のページに新旧対照表をつけていますので御参照をください。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 飯塚市土地開発公社定款の変更について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第94号 市道路線の認定について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案書の85ページをお願いいたします。議案第94号 市道路線の認定について説明いたします。道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回、認定する路線は、開発、市道の整備、市営甘木住宅解体後の土地造成に伴う新規認定で、合計10路線でございます。延長543.1メートルでございます。議案書の86ページをお願いいたします。明細書の左端に記載しております番号、1番の路線は、市道整備に伴い、路線認定を行うものでございます。番号2番、番号6番から10番の6路線は、開発に伴い、路線認定を行い、また番号3から5番の3路線につきましては、市営甘木住宅解体後の土地造成に伴い、路線認定を行うものでございます。なお、路線箇所は87ページから92ページに記載しております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

この市道認定路線の明細表の1番、井出ヶ浦6号線についてお尋ねをいたします。この市道は、既に飯塚市の所有になっておるのでしょうかでしょうか。

○ 土木建設課長

お答え申し上げます。井出ヶ浦線のこの部分の用地につきましては、既に交換の手続が終わって、契約が終わっております。あと、登記の部分がまだ残っておりますけれども、契約のみは終わっております。以上でございます。

○ 人見委員

これはどういう内訳、どういう交換の内容、契約になっているんですか。これはもう、既に議会に係る必要がないのか、係った後なのか。

○ 委員長

答弁できるの。（「できます。しばらくお待ちください」と呼ぶ者あり）

○ 土木建設課長

お答えします。交換用地といたしまして、飯塚市東小学校の法面敷き4,175㎡、市所有でございます。今件、この物件の道路の物件所有者、三角氏外2名、1,643㎡と交換をいたしております。以上でございます。

○ 人見委員

特段、議会にその交換の議案等、報告等なされる必要はなかったのか。なされて、既に終わっているのか。その点いかがですか。

○ 土木建設課長

等価交換で行っておりますので、歳出はありません。以上でございます。

○ 人見委員

この土地、この市道認定を受けようとするこの分について、6月20日付で陳情が出て参っております。この陳情に対する取り扱いはどのようになされておるのか。

○ 土木建設課長

陳情といたしましては、従前引き継いだとき1件、道路建設に対する請願の陳情が1件、それと今般、本井出ヶ浦6号線の道路の工事を中止をする陳情が1件あります。土木建設課といたしましては、本道路は生活道路として考えております。本地域は北側に200号バイパス、東側にバイパスへの上り口、南側には鯉田の、市の道路が通っておりますので、かなり環境的には以前から比べると悪くなっているかとは思われますけれども、本生活道路をつくった際に、車による生活への影響はさほどではなかろうかと考えております。以上でございます。

○ 人見委員

既に、交換も終わっていて、そして砂利敷きの道路ができておりますが、これはいつどのような理由で、今回、交換をして市道認定を受けようとする仮設道路はつくられたのか。その経緯をお聞かせください。

○ 土木建設課長

浦田地区の市道より入ってくる道路の一部を平成17年に計画し、側溝のみやりかえております。幅員が狭小のままやりかえておりますので、その部分は大きな道路は通りません。今般、今、道路認定の方にかけております道路は、その際の仮設道路として使用した道路でございます。以上でございます。

○ 人見委員

要するに、既存の狭い道路の側溝の改修の工事によって、唯一の狭い道路そのものが工事によって通行できない。そのための仮設のためにつくった道路だと、このような理解でよろしいんですか。

○ 土木建設課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

この陳情の理由の中に、こういうところがあります。「平成14年にも同様の計画があり、このときは予算がつくまで鯉田浦田9組住民は知らず、市の誠意ある対応はなく、平成15年3月28日に中止し、今後は計画段階から協議することを確認したが、今回も一回の相談もない」と。このような理由が、陳情書に述べられております。このとおり、事実なのですか。

○ 土木建設課長

お答えします。ただいまの御意見でございますけれども、そのとおりでございます。今回、この中止を求める陳情者の方には、議会で議決後に地元の方に出かけ、また図面等々は詳細ができておりませんので、それを提示しながら地元協議に入りたいと思っております。以上でございます。

○ 人見委員

議会を通過後にその地元に、地元協議ちゃ、ちょっと理解がしづらいんですが。

○ 土木建設課長

一応予算を確定していただかないと、実質的には工事の着手に至るまでになかなかありませんので、地元の方にはその旨、地元協議を行きたいということで伝えております。以上でございます。

○ 人見委員

記、次の理由にこういうくだりがあるですね。「既存の道路があり、過去に道路拡幅の機会

を逃し、現状にてできる整備は完了している。狭小で車両の離合ができず、消防車、救急車が入れず、危険との理由で計画されたようだが、消防職員は、責任地域は対応できるようになっていると語り、困るのは別のことだそうである」と。要するに、ここは工事の中止を求める陳情になっているけれども、もともとはこの陳情のこの理由からすると、もう要らないのではないかと。このような陳情内容になっておると思うんです。となると、議会の通過を待って、事後報告で地元協議に入りますちゅうのは、ちょっとおかしいんじゃないの、そうでないの。

○ 土木建設課長

お答えいたします。当路線につきましては、地元町内会よりの要望がございます。その地元町内会の中にも3組、7組、8組だったかと思えますけれども、よりの陳情が、以前、私どもの方に提出をされております。今般、この9組と思えますけど、9組の方から反対の陳情が出ました。以前、工事を行ったときにはこの9組の道路の横を拡幅するということで、工事を取り下げた経緯があります。今般は、なるべく影響のない範囲で、市有地になるところに道路を建設するというのを設置いたしておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○ 人見委員

だから、さっきの説明が、ある意味じゃ欠落しておる部分があるでしょう。平成14年にも同様の計画がありと、同様の計画とは、多少違う計画なんでしょう。今の答弁の話じゃ、既存の道路の拡幅で14年度は計画をして、結果的には15年3月28日に、予算計上まで取り下げて中断したということなんでしょう。今回は、前回の計画の拡幅よりは、若干なりとも、今回、市道認定する土地は違いますよと、こういう話のように、私は聞こえるんですけど。違います。

○ 土木建設課長

そのとおりでございます。いろいろ協議を重ねた結果でございますけれども、仮設道路等を使用した方が、また工費も安くなりますのでそういう計画にいたしております。

○ 人見委員

だから、私が言っておるのは、答弁がまると整合性を欠いているんじゃないかと言っているんです。議会を通して、地元協議を行いますじゃないじゃないですか。地元協議を積み重ねてきて、今回、こういう方法で要望を満たそうという方法に一步踏み出そうとしているわけでしょう。何できちんとそのあたりを言わないんですかと。今までさんざんばら、ここについては経緯があるわけでしょうが。多くの人たちは、今回、やっとの思いで喜んでおられるわけでしょう。じゃないんですか。だから、きちんと説明をなさいと言っているんです。経過を。それが違うじゃないですか。そう思いませんか、課長。今の私に対する答弁、ええ、聞けば、違う話が出てきよるとじゃないですか。もう一度、この長年の住民の多くの方々の悲願であるわけです、ここはです。14年、15年の、先ほどの取り下げの経過も踏まえて、一連説明していただいけませんか。

○ 土木建設課長

私も引き継ぎを受けましたときは、昭和48年からの話が出てきました。その当時は、この浦田地区の9組の方がおられるところは開発もなく、自然関係豊かなところであったそうでございます。それからいろいろと開発が進み、今の現状のようになっているわけでございますけれども、9組の方が当初来られたものですから、周りの周囲の状況が刻々と変わる中、生活状況がだんだん悪くなってきたと強く感じていらっしゃいます。その気持ちはよくわかりますので、この前もお会いしましたときに、計画道路の話には地元には参りますというお話はさせていただきました。今後とも、地元、町内会と協議を進めていながら、お話をさせていただきたいというふうに考えておりますけど。

○ 人見委員

多くの委員さんたちは、ある意味では、私も旧穎田や庄内の事情がわかっておるかといえ

わかりません。しかしながら、このように、要するに長年の多くの住民の方が悲願とっておられる、思ってこられたものが現実になろうとはしておる、そのことについては、何ら異論を差し挟む話じゃないんです。ただ、どこか説明が欠落していたり、突如こうやって中止になって、長年どうなっているかという、やきもきしながら見守ってきた我々というよりも、私としていいかもしれません。何ら事前の話もなく、今回、こういうふうな形で出てくる。おまけに、まだ1人でも2人でも、そういう意味では反対される方々もおられる。ね、そうした中で、先ほどの答弁やら聞いていますと、ちょっと違うんじゃないかと。ひょっとしたら、僕がこういうふうな話をする、何か反対されよるんですかと思われたかもしれません。だから、ああいう答弁になったのかもしれませんが、多くの委員さんたちは何もわからないんです、本当は。現場でも行って見てもらえれば、どれほど住民の方々が、長年思い悩んできたかちゅうのがよくわかるはずなんです。さりとて、こうやって1人、2人と反対をされるんです。ですよ。だから、ここが難しいんです。だから、1人でも多くのある意味では理解者、理解をしていただけ機会を設けないといかんのじゃないかと、このように思うから説明を求めたらきちんと返していただきたいと、このように思うわけです。だから、地元協議がなくて、通過すれば、この陳情を出した方に対して、きちんと改めて説明に伺いますちゅうことなんでしょう。違いますか。

○ 建設部長

今、委員、御指摘のとおり、この道路につきましては地域の方々の総体的な方々の昔からの強い要望、要求あるいは地域のための道路、足元道路としてぜひ必要な道路ということで、連名の要望書が出てきております。それは過去の正確な年度は覚えておりませんが、数年前ぐらいからの要望書が出てきておまして、そしてここに書いておられますように、平成14年に一度この計画を立ち上げまして、予算まで取ったという経過がございます。しかし、私どもは、やはり道路をつくるに当たりましては、地域の方の御理解が得られませんか建設が難しゅうございますので、せっかく通った予算ではございましたが、平成14年につきましてはこういうことで、工事は一たん中止させていただいたという経過がございます。しかし、やはり再度、地域の方の町内会長会を含めまして、全体的なほとんどの方の御要望がまたまた出てきましたものですから、やはり地域の生活道路として、これは確保しなくちゃいかんということで考えておまして、また予算が通ってから話すとかどうということでもなくて、いろんな地域の方との話し合いが、それ以後も続いてきたわけございまして、この反対の陳情を出された方におきましても、5月ごろにお会いさせていただきまして、また御理解をいただけるように頑張っていきたいと思っております。

○ 人見委員

同じ方が同じように陳情を出されておるんです。一度は明確に予算計上までいって取り下げるといふ事態に、執行部は判断、当時はされたんです。何年たちましたか。ね、わずかばかり距離を置いたから、今回はいいだろうと、執行部は判断をされたということであれば、それはちょっと当事者からすればおかしいんじゃないかと。舌も乾かんうちに、今回は少し間を置きましたので、影響は少ないと思います、なんちゅうのは、ある意味では通らない。その通らない1人、2人のために、多くの方々の要望が撤回されてきたわけです。今回、そこによりどころというか、明確に踏み込んだわけでしょうが。ね、だったら、きちんとこういうふうな場で説明を求めたら、きちんとそれなりに明確に答弁をしてもらわないと、今度、説明、お願い、了解をいただきに行くときに、きちんとした説明なり執行部の思いなり行政の思いなり、そんなことが伝えられないんじゃないですか。うじゃうじゃと終わってしまうんじゃないですか。同じ地域に住む人たちです。いつもどこかで腹に一物持ちながら生活する日々の状況を考えると、少しでもそのあたりの解消も含めて、明確に行政のスタンスは説明すべきですし、私が一面、こうやってマイクを握らしてもらっておるのは、長年かかわってきた私たちもおるわけで

す。何の報告も説明もいただかずに、今回、こうやって出てきておるわけです。そういう我々のある程度の経過を知っている者については、どういうことかいという疑問を一面は持ってきたということ、そのこともひとつ知っていただきたいと思います。ぜひそういう意味では、今後の鯉田はまだまだあります。ほかにも懸案の生活道路で困窮しているところが。そういうふうな次のことも考えると、明確にそうした対応を、今後、お願いをしていきたいと、このように要望して終わりたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 市道路線の認定について」は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 12:24

再 開 12:33

委員会を再開いたします。「請願第1号 道路拡幅整備についての請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中博文委員

この請願については、現地その他を含めましてわからないことがありますので、できますれば継続審議にさせていただきまして、要望したいと思いますが、よろしくお取り計らい方をよろしくお願いします。

○ 委員長

ただいま、田中委員から、本日、継続審議としていただきたいとの旨の申し出があっておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議もないようですから、そのように取り計らさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、慎重に審査をすべきであるということで継続審議としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審議とすることに決定いたしました。お諮りいたします。次回の委員会で紹介議員については、事務局に調整をさせたいと思っておりますのでよろしくお祈りいたします。それに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、「請願第2号 踏切拡幅と道路の新設に関する請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中博文委員

2号も、1号同様に継続審議でお願いしたいと思いますが、よろしくお祈りいたします。

○ 委員長

ただいま、田中委員から、本日、継続審議としていただきたい旨の申し出があっておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないようですから、そのように取り計らせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、慎重に審査をすべきであるということで継続審議としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審議とすることに決定いたしました。お諮りいたします。次回の委員会で、紹介議員の豊原議員に説明を求めたいと思っております。これに御異議はございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。お諮りいたします。執行部から案件に記載のとおり、4件の報告をしたい旨の申し出がっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「旧伊藤伝右衛門邸修復前特別公開の実施について」の報告を求めます。

○ 都市計画課長

旧伊藤伝右衛門邸修復前特別公開の実施について報告いたします。旧伊藤邸につきましては、近代和風建築物の文化的歴史遺産としての位置づけと貴重な観光資源として活用し、地域の活性化を図るため、今年度から邸内修復工事を予定しておりますが、ことし5月に開催されました産業考古学会第30回総会におきまして、新たに学会推薦の産業遺産に認定を受けるなど、全国的に注目を受け、修復前の邸内公開を望む声が市民はもとより、市外の皆様からも寄せられている状況でございます。このことから、飯塚市といたしましても、市民を初めとした住民の皆様にも、修復の必要性と歴史的価値を認識してもらうことを目的といたしまして、7月22日土曜日、23日、日曜日の2日間に特別公開を計画いたしております。詳細につきましては、お手元に配付しております資料に記載しておりますが、委員の皆様におかれましてもぜひ御来場をいただきますようお願いいたします。なお、実施に係る広報につきましては、市報の7月号及び飯塚市のホームページに7月1日から掲載し、周知いたしております。以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承を願います。次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

○ 土木建設課長

報告いたします。1件5,000万円以上の工事請負契約の報告をいたします。報告の件数は4件でございます。事業は特定地域開発就労事業であります。お手元の資料、工事請負変更契約報告書については上段左より、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、現契約金額、落札率を記載しております。初めに、津島工業団地1号線道路改良工事(1工区)の現契約7,140万円を27万9,300円減額いたしまして、変更契約7,112万700円といたしました。同じく、津島工業団地1号線道路改良工事(2工区)の現契約6,762万円を19万3,200円減額いたしまして、変更契約6,742万6,800円といたしました。同じく、伏原1号線道路改良工事は、現契約7,896万円を17万9,550円減額いたしまして、変更契約7,878万450円といたしました。また、椿多目的広場造成

工事（1工区）につきましては、現契約9,681万円を24万9,900円増額いたしまして、変更契約9,705万9,900円といたしました。これら契約4件は、変更契約とともに労務、資材単価の改定によるものですが、単価項目に増減があり、各工事に変更内容が異なるため、減額、増額の部分が生じたものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承を願います。次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております工事請負契約報告書により報告をいたします。本件工事は、明星寺川流域下水道事業に伴う潤野・枝国雨水幹線（第3工区）新設工事であります。この入札執行状況につきましては、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、業者選考委員会において、手持ち工事のない土木Bランク業者を全社選考の上、指名し、6月27日に入札を行いました。その結果、予定価格5,974万5,000円に対し、落札額5,943万円、落札率99.47%で、田中産業有限会社が落札をしております。この入札は予定価格及び最低制限価格を事前に公表し、執行しております。なお、本件工事につきましては、当初5月30日に入札を行いまして、6月1日に有限会社松浦産工と請負契約を締結しておりましたが、当社は、経営規模等評価申請書において虚偽の申請を行ったため、福岡県より営業停止命令を受け、それを本市に報告しなかったこと、また経営規模等評価申請の再申請を行い、その再審結果についても本市に報告しなかったことの報告義務違反により、契約を解除し、再度指名競争入札を行ったものでございます。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 葛西委員

お尋ねしますが、これは工期の期間はどのくらいでしょうか。どのくらいちゅうか、何月から竣工が、竣工と。

○ 契約課長

工期につきましては6月の30日に契約を締結しております。それから、150日間で11月の27日まででございます。

○ 葛西委員

これは、民家の玄関に面する箇所が何カ所かあると思うんですが、何カ所くらいございますか。

○ 都市計画課長

本工区につきましては、歩道を挟みまして1カ所でございます。

○ 葛西委員

要望でございますが、民家とのトラブルがないように、よく御説明と御理解をいただいて説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。ここの箇所は御商売をされてありますので、何かとちょっと難しいところがあるかと思っておりますので。

○ 委員長

よろしいですね、要望です。ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承を願います。暫時休憩いたします。次の報告事項は、済みません、私ごとでありますので、この際、除斥し、副委員長と

交代させていただきます。

休 憩 12:45

再 開 12:45

(委員長交代)

○ 副委員長

委員長が退席されましたので、副委員長が委員長代理をいたしまして、ただいまより再開をいたします。次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求める。

○ 土木管理課長

公用車による交通事故発生について御報告申し上げます。平成18年6月5日午後3時50分ごろ、当課の非常勤嘱託員が運転する公用車が公務を終え、帰庁し、公用車車庫に移動していたところ、議員駐車場からバックで出ようとしている普通自動車と接触し、双方の車が損傷したものでございます。被害状況につきましては、双方とも人身傷害はありませんでした。車両損害としましては、市側が助手席側ドア、左後部ドアに、相手方が後部バンパーにそれぞれ損害を受けております。なお、この事故による損害賠償については管財課が対応しております。現在、相手方と交渉中でございます。以上で報告を終わります。

○ 副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承をお願いいたします。

(委員長交代)

○ 委員長

以上をもちまして建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。